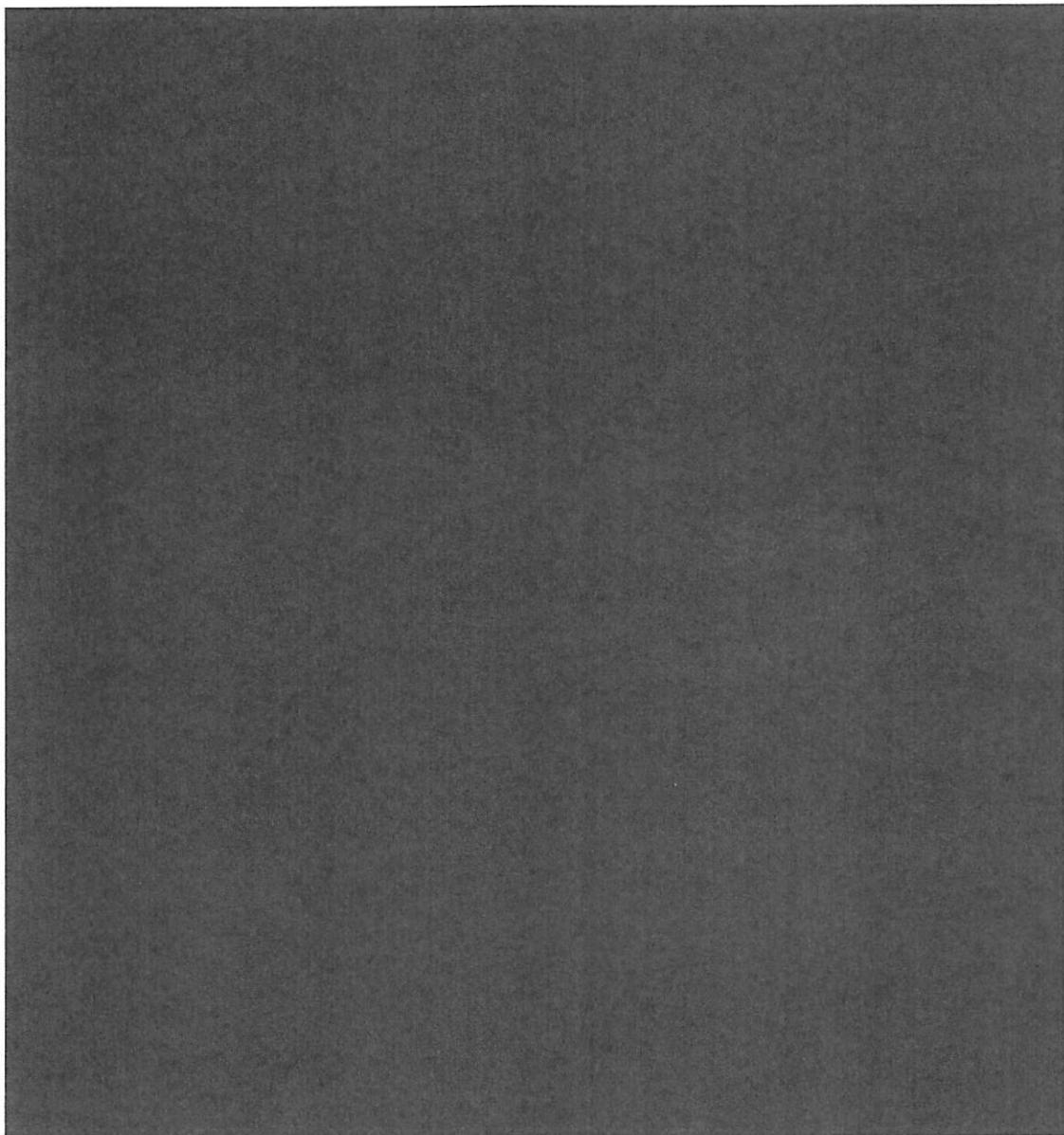


異議申立

平成■年■月■日

最高裁判所長官 寺田逸郎 殿

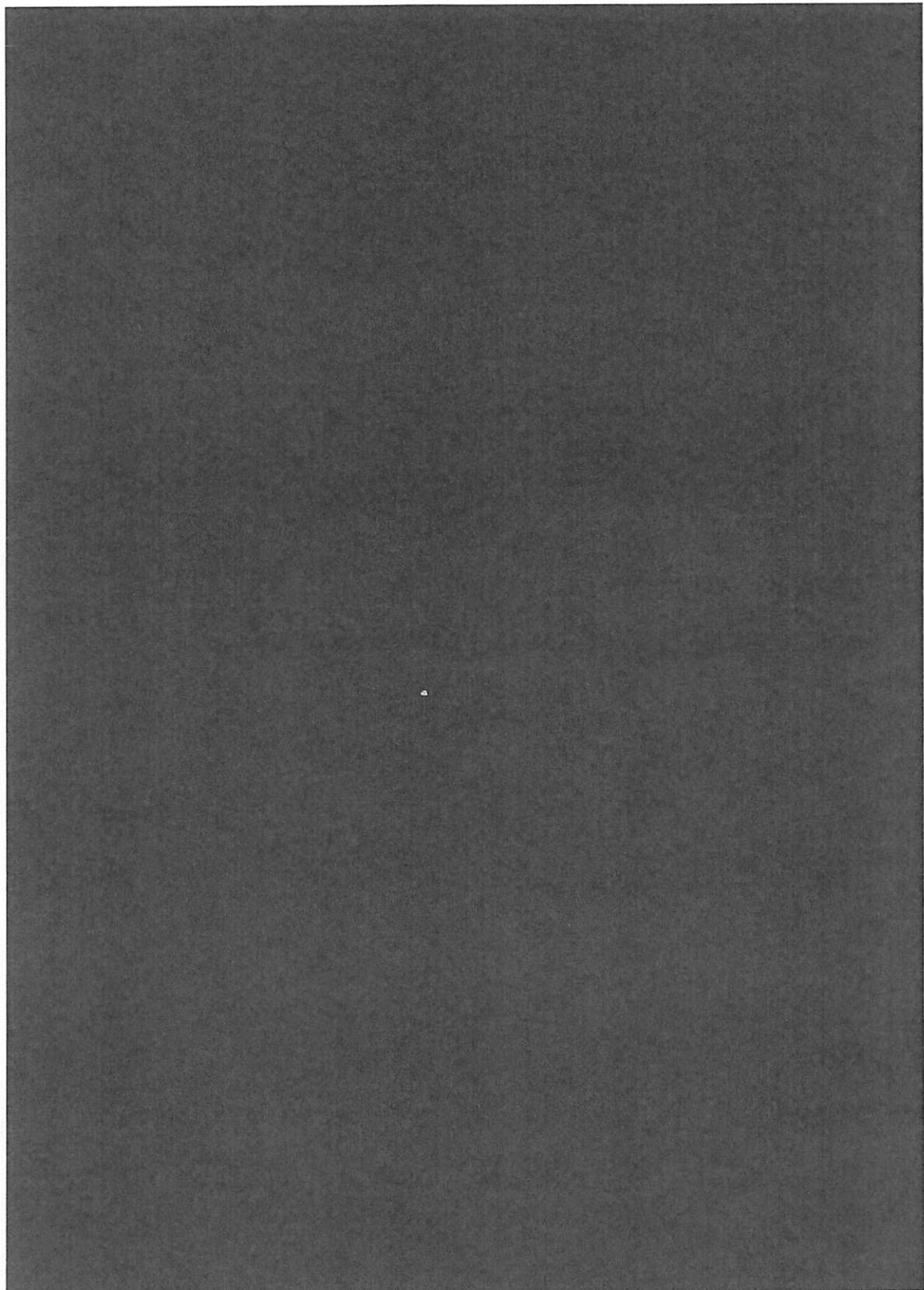


(Y)

(Y)

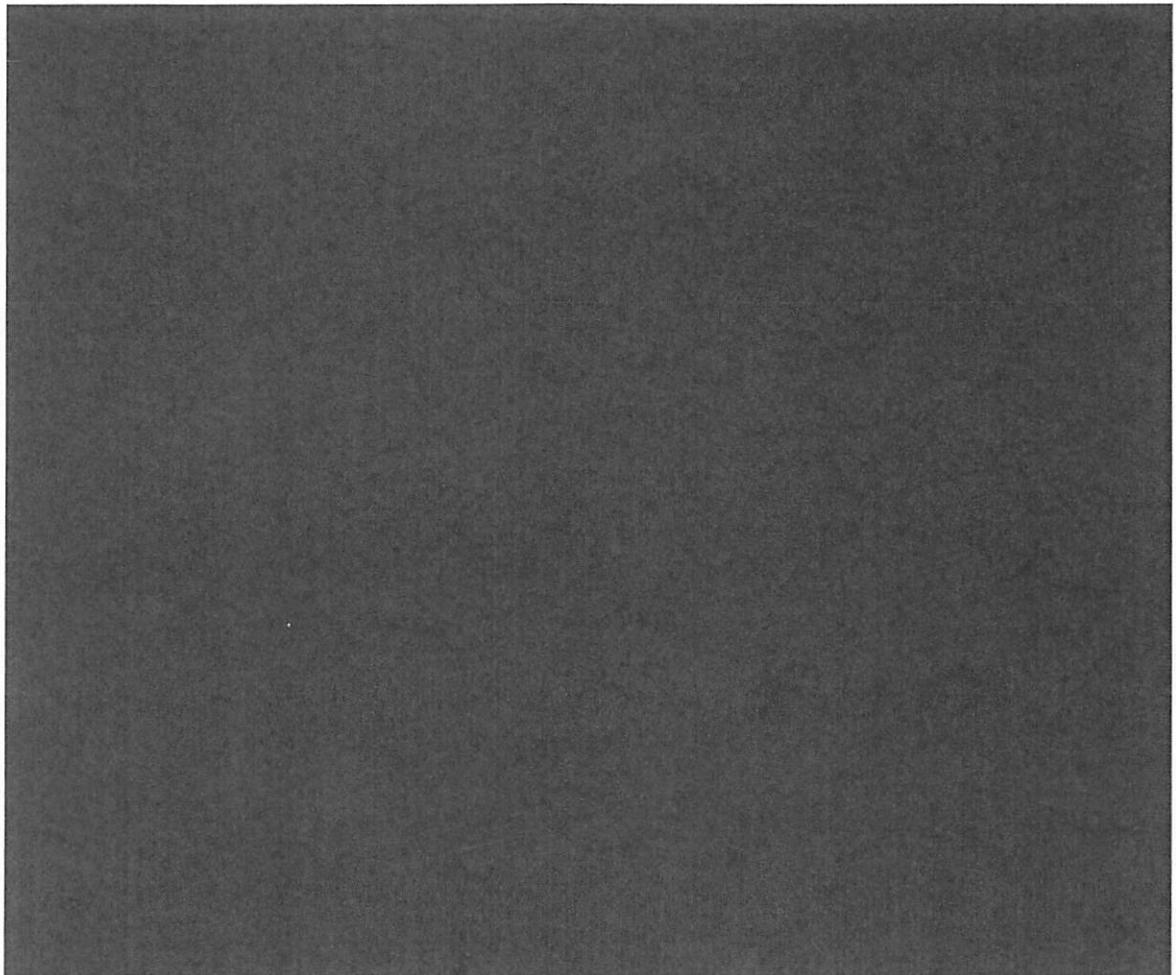
}

{



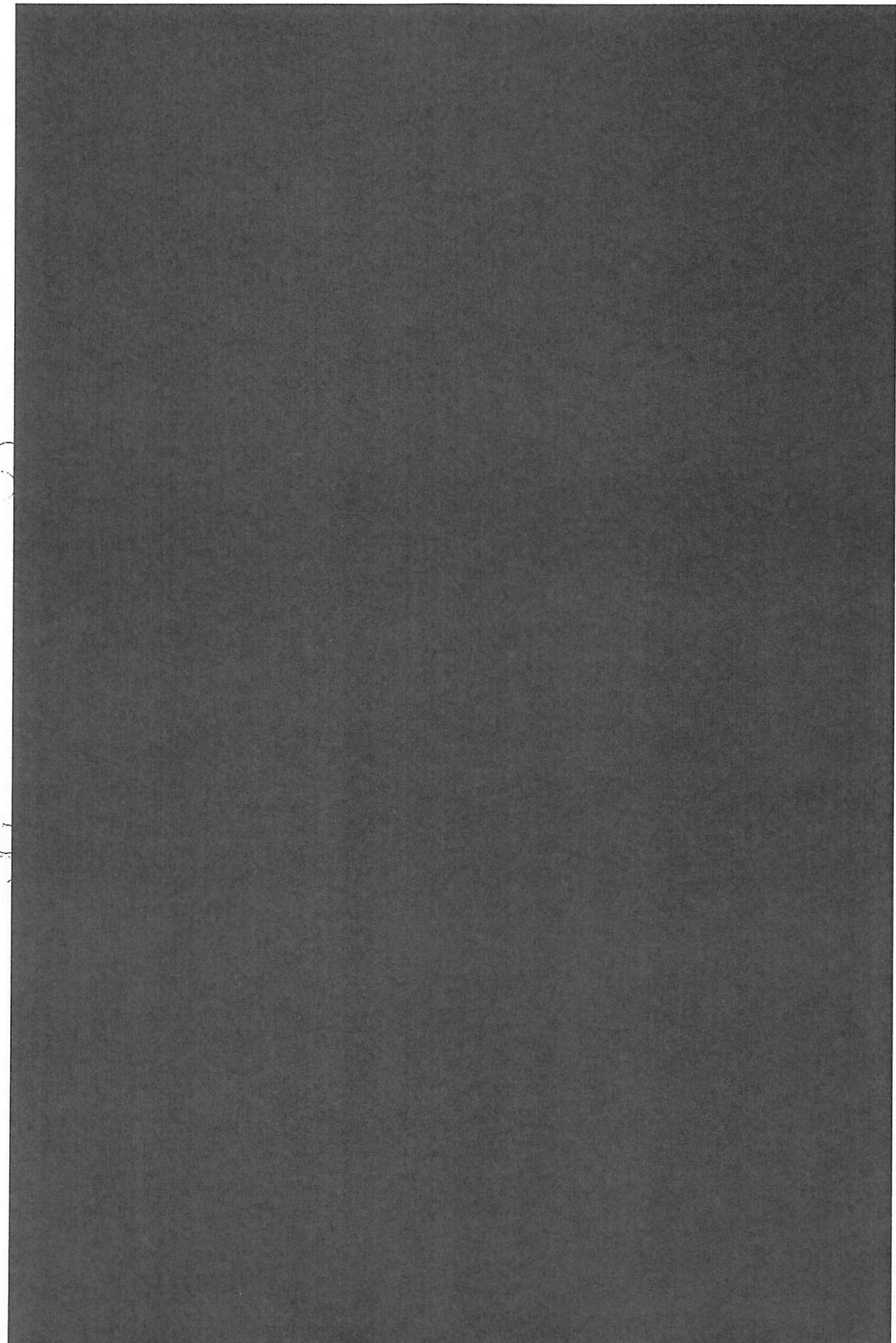
3

3



(
))

(
))



(

)

3

3

(平成29.12.12民二印)

配 布 資 料 目 錄

- 1 裁決書（案）
- 2 送付書（案）（審査請求人宛て）
- 3 送付書（案）（処分庁宛て）
- 4 司法行政不服審査請求書（平成■年■月■日付け）写し

(平成 29. 12. 12 民二印)

裁決

[REDACTED]
審査請求人 [REDACTED]

主文

[REDACTED]
理由

)
[REDACTED]
)
[REDACTED]

平成 29 年 月 日

審査 庁 最高裁判所

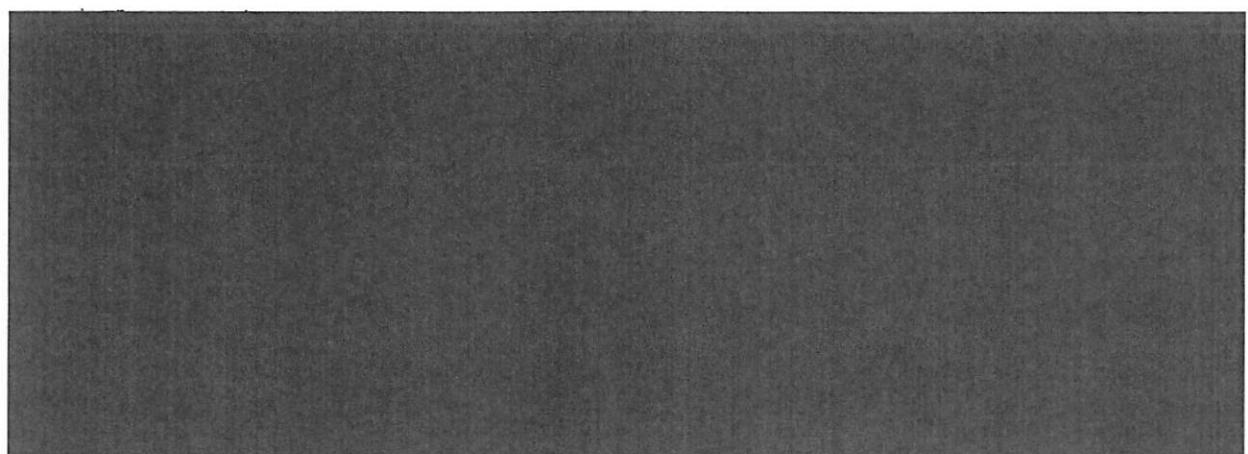
最高裁民二第●●●●号

平成29年●●月●●日

審査請求人 [REDACTED] 殿

最高裁判所

審査請求の結果について（送付）



)

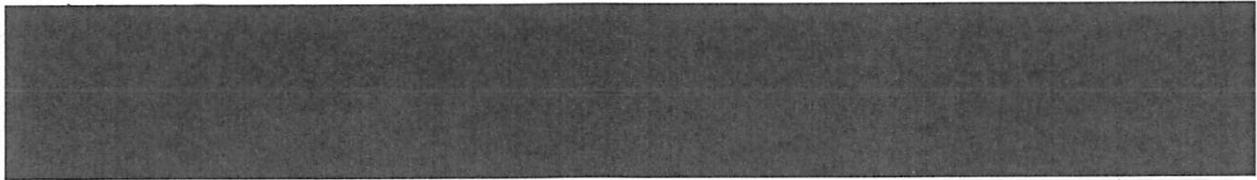
最高裁民二第●●●●号

(庶ろ-15-B)

平成29年●●月●●日

処分序 御中

最高裁判所

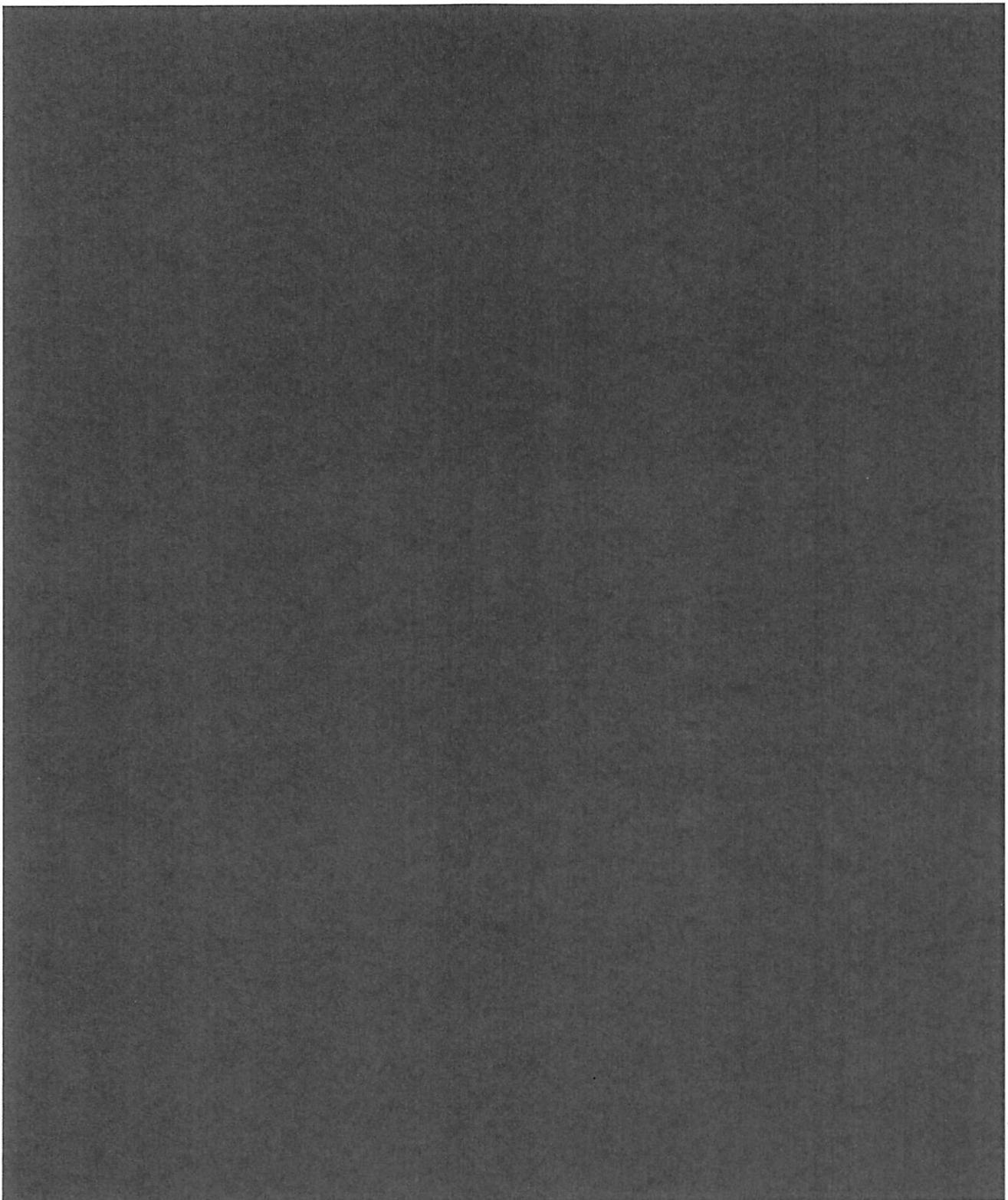
) 裁決書謄本について (送付)


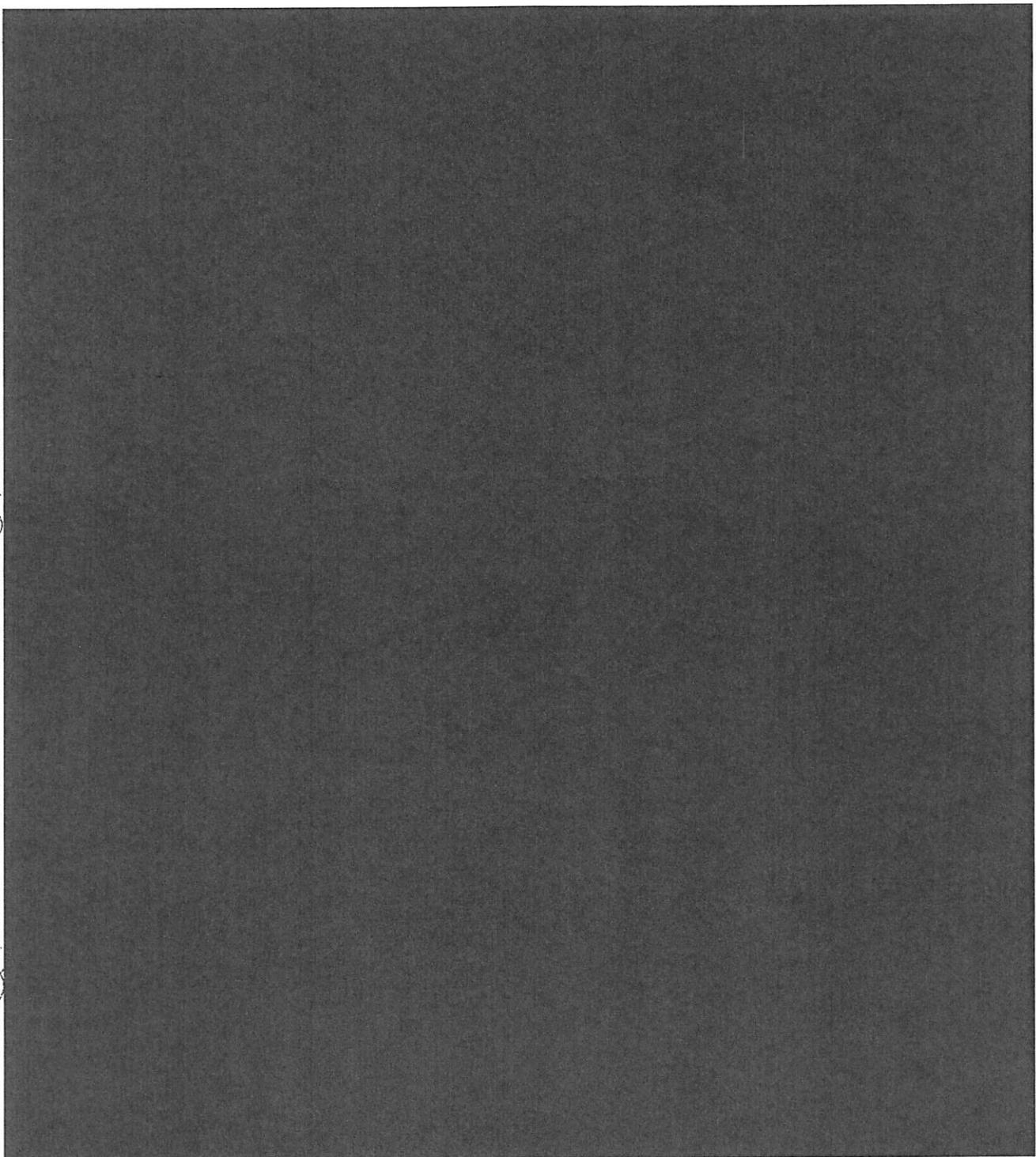
)

司法行政不服審査請求書

平成 ■ 年 ■ 月 ■ 日

最高裁判所 御中





平成29年12月12日 民三

国際倒産裁判官ネットワーク（JIN）への裁判官の参加について

1 JINとは

倒産事件を担当する裁判官が、国境を越えてインフォーマルな形で情報交換をするネットワーク。シンガポール最高裁判所のイニシアチブにより、2016（平成28）年開催の国際会議において発足。

2 活動内容

- ・事業再生及び倒産の問題に関する情報及び意見の交換
- ・国際会議（次回は2018（平成30）年9月ニューヨーク）
- ・国際倒産事件の裁判所間の協力のためのガイドラインの策定

3 参加の形態

オブザーバーとして参加

4 参加者

- ・民事局第一課長
- ・東京地裁判事

(平成29.12.12刑二印)

刑事訴訟規則等の一部を改正する規則について

<配付資料目録>

- 1 刑事訴訟規則等の一部を改正する規則案
- 2 刑事訴訟規則等の一部を改正する規則制定理由
- 3 刑事訴訟規則等の一部を改正する規則新旧対照条文

(配付資料2)

理由

刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十四号。同法附則第一条ただし書第一号から第三号までに掲げる規定を除く。）の施行に伴い、刑事訴訟規則等の規定の整備をする必要がある。これがこの規則を制定する理由である。

刑事訴訟規則等の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

第一条関係—刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）

新

旧

(国選弁護人選任の請求・法第三十六条等)

第二十八条 法第三十六条、第三十七条の二又は第

三百五十条の十七第一項の請求をするには、その理由を示さなければならない。

(国選弁護人選任請求書等の提出・法第三十七条の二等)

第二十八条の三 刑事収容施設に収容され、又は留

第二十八条の三 刑事収容施設に収容され、又は留

置されている被疑者が法第三十七条の二又は第三百五十条の十七第一項の請求をするには、裁判所書記官の面前で行う場合を除き、刑事施設の長、留置業務管理者若しくは海上保安留置業務管理者又はその代理者を経由して、請求書及び法第三十六条の二に規定する資力申告書を裁判官に提出しなければならない。

2 前項の場合において、刑事施設の長、留置業務管理者若しくは海上保安留置業務管理者又はその代理者は、被疑者から同項の書面を受け取つたときは、直ちにこれを裁判官に送付しなければならない。ただし、法第三百五十条の十七第一項の請求をする場合を除き、勾留を請求されていない被

置されている被疑者が法第三十七条の二又は第三百五十条の三第一項の請求をするには、裁判所書記官の面前で行う場合を除き、刑事施設の長、留置業務管理者若しくは海上保安留置業務管理者又はその代理者を経由して、請求書及び法第三十六条の二に規定する資力申告書を裁判官に提出しなければならない。

2 前項の場合において、刑事施設の長、留置業務管理者若しくは海上保安留置業務管理者又はその代理者は、被疑者から同項の書面を受け取つたときは、直ちにこれを裁判官に送付しなければならない。ただし、法第三百五十条の三第一項の請求をする場合を除き、勾留を請求されていない被

疑者から前項の書面を受け取った場合には、当該被疑者が勾留を請求された後直ちにこれを裁判官に送付しなければならない。

35 (略)

(証人等の尋問調書)

第三十八条 (略)

2 調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一三 (略)

四 法第一百五十七条の二第一項各号に掲げる条件

により証人尋問を行つたこと。

五 法第一百五十七条の四第一項に規定する措置を

採つたこと並びに証人に付き添つた者の氏名及

者から前項の書面を受け取った場合には、当該被疑者が勾留を請求された後直ちにこれを裁判官に送付しなければならない。

35 (同上)

(証人等の尋問調書)

第三十八条 (同上)

2 調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一三 (同上)

(新設)

四 法第一百五十七条の二第一項に規定する措置を

採つたこと並びに証人に付き添つた者の氏名及

びその者と証人との関係

六 法第一百五十七条の五に規定する措置を探つたこと。

七 法第一百五十七条の六第一項又は第二項に規定する方法により証人尋問を行つたこと。

八 法第一百五十七条の六第三項の規定により証人の同意を得てその尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録したこと並びにその記録媒体の種類及び数量

九・十 (略)

3 調書 (法第一百五十七条の六第三項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体を除く。次項及び第五項において同じ。)

びその者と証人との関係

五 法第一百五十七条の三に規定する措置を探つたこと。

六 法第一百五十七条の四第一項に規定する方法により証人尋問を行つたこと。

七 法第一百五十七条の四第二項の規定により証人の同意を得てその尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録したこと並びにその記録媒体の種類及び数量

八・九 (同上)

3 調書 (法第一百五十七条の四第二項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体を除く。次項及び第五項において同じ。)

は、裁判所書記官をしてこれを供述者に読み聞かさせ、又は供述者に閲覧させて、その記載が相違ないかどうかを問わなければならぬ。

456 (略)

7 法第百五十七条の六第四項の規定により記録媒体がその一部とされた調書については、その旨を調書上明らかにしておかなければならぬ。

(公判調書の記載要件・法第四十八条)

第四十四条 公判調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一九二十三 (略)

二十四 法第百五十七条の二第一項各号に掲げる

条件により証人尋問を行つたこと。

は、裁判所書記官をしてこれを供述者に読み聞かさせ、又は供述者に閲覧させて、その記載が相違ないかどうかを問わなければならぬ。

456 (同上)

7 法第百五十七条の四第三項の規定により記録媒体がその一部とされた調書については、その旨を調書上明らかにしておかなければならぬ。

(公判調書の記載要件・法第四十八条)

第四十四条 公判調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一九二十三 (同上)

(新設)

二十五 法第百五十七条の四第一項に規定する措置を採つたこと並びに証人に付き添つた者の氏名及びその者と証人との関係

二十六 法第百五十七条の五に規定する措置を採つたこと。

二十七 法第百五十七条の六第一項又は第二項に規定する方法により証人尋問を行つたこと。

二十八 法第百五十七条の六第三項の規定により証人の同意を得てその尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録したこと並びにその記録媒体の種類及び数量

二十九～三十七 (略)

三十八 法第二百九十二条の二第六項において準

二十四 法第百五十七条の二第一項に規定する措置を採つたこと並びに証人に付き添つた者の氏名及びその者と証人との関係

二十五 法第百五十七条の三に規定する措置を採つたこと。

二十六 法第百五十七条の四第一項に規定する方法により証人尋問を行つたこと。

二十七 法第百五十七条の四第二項の規定により証人の同意を得てその尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録したこと並びにその記録媒体の種類及び数量

二十八～三十六 (同上)

三十七 法第二百九十二条の二第六項において準

用する法第百五十七條の四第一項に規定する措置を採つたこと並びに第三十五号に規定する者に付き添つた者の氏名及びその者と同号に規定する者との関係

三十九 法第二百九十二条の二第六項において準用する法第百五十七条の五に規定する措置を採つたこと。

四十 法第二百九十二条の二第六項において準用する法第百五十七条の六第一項又は第二項に規定する法第二百九十二条の二第六項において準用する法第百五十七条の六第一項又は第二項に規定する方法により法第二百九十二条の二第一項の規定による意見の陳述をさせたこと。

四十一～四十六 (略)

四十七 決定及び命令。ただし、次に掲げるもの

用する法第百五十七條の二第一項に規定する措置を採つたこと並びに第三十五号に規定する者に付き添つた者の氏名及びその者と同号に規定する者との関係

三十八 法第二百九十二条の二第六項において準用する法第百五十七条の三に規定する措置を採つたこと。

三十九 法第二百九十二条の二第六項において準用する法第百五十七条の四第一項に規定する方
法により法第二百九十二条の二第一項の規定による意見の陳述をさせたこと。

四十～四十五 (同上)

四十六 決定及び命令。ただし、次に掲げるもの

を除く。

イ (略)

ロ 証拠調べの範囲、順序及び方法を定め、又は変更する決定（法第一百五十七条の二第一項又は第一百五十七条の三第一項の請求に対する決定を除く。）（法第二百九十七条）

イ (同上)
を除く。

ロ 証拠調べの範囲、順序及び方法を定め、又は変更する決定（法第二百九十七条）

ハ～ヘ (略)

ト 証人の尋問及び供述並びにその状況を記録

媒体に記録する旨の決定（法第一百五十七条の六第三項）

ハ～ヘ (同上)

ト 証人の尋問及び供述並びにその状況を記録

媒体に記録する旨の決定（法第一百五十七条の四第二項）

チ (略)

チ (同上)

四十八 (略)

四十七 (同上)

四十九 法第三百五十条の二十二第一号若しくは

四十八 法第三百五十条の八第一号若しくは第二

第二号に該当すること又は法第二百九十一條第四項四項の手続に際し、被告人が起訴状に記載された訴た訴因について有罪である旨の陳述をしなかつたことを理由として即決裁判手続の申立てを却下したときは、その旨

五十 法第三百五十条の二十五第一項第一号、第二号又は第四号に該当すること（同号については、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述と相反するか又は実質的に異なるた供述をしたことにより同号に該当する場合に限る。）となつたことを理由として法第三百五十条の二十二の決定を取り消したときは、そ

号に該当すること又は法第二百九十一條第四項の手続に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしなかつたことを理由として即決裁判手続の申立てを却下したときは、その旨

四十九 法第三百五十条の十一第一項第一号、第二号又は第四号に該当すること（同号については、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述と相反するか又は実質的に異なるた供述をしたことにより同号に該当する場合に限る。）となつたことを理由として法第三百五十条の八の決定を取り消したときは、そ

、その旨

2 (略)

(公判調書未整理の場合の録音体の再生等)

第五十二条の十九 公判調書が次回の公判期日までに整理されなかつたときは、裁判所は、検察官、被告人又は弁護人の請求により、次回の公判期日において又はその期日までに、前回の公判期日ににおける証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述、被告人に対する質問及び供述並びに訴訟関係人の申立て又は陳述を録音した録音体又は法第一百五十七条の六第三項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体について、再生する機会を与えなければならない。

2・3 (略)

2 (同上)

(公判調書未整理の場合の録音体の再生等)

第五十二条の十九 公判調書が次回の公判期日までに整理されなかつたときは、裁判所は、検察官、被告人又は弁護人の請求により、次回の公判期日において又はその期日までに、前回の公判期日ににおける証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述、被告人に対する質問及び供述並びに訴訟関係人の申立て又は陳述を録音した録音体又は法第一百五十七条の四第二項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体について、再生する機会を与えなければならない。

2・3 (同上)

(決定の告知・法第百五十七条の二等)

第一百七条の二 法第百五十七条の二第一項及び第一百五十七条の三第一項の請求に対する決定、法第百五十七条の四第一項に規定する措置を採る旨の決定、法第百五十七条の五に規定する措置を採る旨の決定、法第百五十七条の六第一項及び第二項に規定する方法により証人尋問を行う旨の決定、法第百五十七条の五に規定する措置を採る旨の決定、法第百五十七条の六第一項及び第二項に規定する方法により証人尋問を行う旨の決定並びに同条第二項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録する旨の決定は、公判期日前にする場合においても、これを送達することを要しない。

2 (略)

(映像等の送受信による通話の方法による尋問・

(決定の告知・法第百五十七条の二等)

第一百七条の二 法第百五十七条の二第一項に規定する措置を採る旨の決定、法第百五十七条の三に規定する措置を採る旨の決定、法第百五十七条の四第一項に規定する方法により証人尋問を行う旨の決定並びに同条第二項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録する旨の決定は、公判期日前にする場合においても、これを送達することを要しない。

2 (同上)

法第百五十七条の六)

(新設)

第一百七条の三 法第百五十七条の六第二項の同一構内以外にある場所であつて裁判所の規則で定めるものは、同項に規定する方法による尋問に必要な装置の設置された他の裁判所の構内にある場所とする。

(尋問上の注意、在廷証人)

第一百十三条 (略)

2 証人が裁判所の構内(第一百七条の三に規定する

他の裁判所の構内を含む。)にいるときは、召喚をしない場合でも、これを尋問することができる。

をしない場合でも、これを尋問することができる。

(証言拒絶権の告知等・法第百四十六条等)

(証言拒絶権の告知・法第百四十六条等)

第一百二十一條（略）

第一百二十一條（同上）

2| 裁判所は、法第百五十七条の二第二項の決定を

（新設）

した場合には、前項の規定にかわらず、証人に
対し、尋問前に、当該決定の内容及び法第百四十七
条に規定する者が刑事訴追を受け、又は有罪判
決を受けるおそれのある証言を拒むことができる
旨を告げなければならない。

（新設）

3| 裁判所は、法第百五十七条の三第二項の決定を

した場合には、証人に対し、それ以後の尋問前に
、当該決定の内容及び法第百四十七條に規定する
者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそ
れのある証言を拒むことができる旨を告げなけれ
ばならない。

4

(略)

(受命、受託裁判官の尋問・法第百六十三条)

第一百二十七条 受命裁判官又は受託裁判官が証人を尋問する場合においても、第一百六条第一項から第三項まで及び第五項、第一百七条から第一百九条まで
(第一百七条の三を除く。)並びに前条の手続は、裁判所がこれをしなければならない。

(鑑定のための閲覧等)

第一百三十四条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、法第一百五十七条の六

第四項に規定する記録媒体は、謄写することがで
きない。

2

(同上)

(受命、受託裁判官の尋問・法第百六十三条)

第一百二十七条 受命裁判官又は受託裁判官が証人を尋問する場合においても、第一百六条第一項から第三項まで及び第五項、第一百七条から第一百九条まで
並びに前条の手続は、裁判所がこれをしなければならない。

(鑑定のための閲覧等)

第一百三十四条 (同上)

2 前項の規定にかかわらず、法第一百五十七条の四

第三項に規定する記録媒体は、謄写することがで

きない。

3 (同上)

(傍聴人の退廷)

第二百二条 裁判長は、被告人、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人が特定の傍聴人の面前（証人については、法第百五十七条の五第二項に規定する措置を採る場合並びに法第百五十七条の六第一項及び第二項に規定する方法による場合を含む。）で、充分な供述をすることができないと思料するときは、その供述をする間、その傍聴人を退廷させることができる。

(準用規定)

第二百十条の七 (略)

2 法第二百九十二条の二第六項において準用する

法第百五十七条の四に規定する措置を探る旨の決

(傍聴人の退廷)

第二百二条 裁判長は、被告人、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人が特定の傍聴人の面前（証人については、法第百五十七条の三第二項に規定する措置を採る場合及び法第百五十七条の四第一項に規定する方法による場合を含む。）で充分な供述をすることができないと思料するときは、その供述をする間、その傍聴人を退廷させることができる。

(準用規定)

第二百十条の七 (同上)

2 法第二百九十二条の二第六項において準用する

法第百五十七条の二に規定する措置を探る旨の決

定については、第百七条の二の規定を準用する。

法第二百九十二条の二第六項において準用する法
第一百五十七条の五に規定する措置を探る旨の決定
並びに法第二百九十二条の二第六項において準用する法
第一百五十七条の六第一項及び第二項に規定する法
第一百五十七条の四第一項に規定する方法によ
り意見の陳述を行う旨の決定についても同様とす
ても同様とする。

3) 法第二百九十二条の二第六項において準用する法
第一百五十七条の六第一項に規定する方法による
意見の陳述については、第百七条の三の規定を準用する。

(公判前整理手続調書の記載要件・法第三百十六

条の十二)

定については、第百七条の二の規定を準用する。

法第二百九十二条の二第六項において準用する法
第一百五十七条の三に規定する措置を探る旨の決定
及び法第二百九十二条の二第六項において準用する法
第一百五十七条の四第一項に規定する方法によ
り意見の陳述を行う旨の決定についても同様とす
ること。

(新設)

(公判前整理手続調書の記載要件・法第三百十六
条の十二)

第二百十七条の十五 公判前整理手続調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・六 (略)

十七 決定及び命令。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 証拠調べの順序及び方法を定める決定 (法

第一百五十七条の二第一項の請求に対する決定

を除く。) (法第三百十六条の五第八号)

ロ・ハ (略)

十八 (略)

2 (略)

(準用規定)

第二百十七条の二十九 期日間整理手続については

第二百十七条の十五 公判前整理手続調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・六 (同上)

十七 決定及び命令。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 証拠調べの順序及び方法を定める決定 (法

第三百十六条の五第八号)

ロ・ハ (同上)

十八 (同上)

2 (同上)

(準用規定)

第二百十七条の二十九 期日間整理手続については

、前款（第二百十七条の十九を除く。）の規定を準用する。」の場合において、これらの規定（見出しを含む。）中「公判前整理手続期日」とあるのは「期日間整理手續期日」と、「公判前整理手續調書」とあるのは「期日間整理手續調書」と読み替えるほか、第二百十七条の二から第二百十七条の十二までの見出し、第二百十七条の十四（見出しを含む。）、第二百十七条の十五の見出し及び同条第一項第十七号イ、第二百十七条の十六から第二百十七条の十八までの見出し、第二百十七条の二十（見出しを含む。）、第二百十七条の二十一の見出し、第二百十七条の二十二（見出しを含む。）、第二百十七条の二十三の見出し、第二

、前款（第二百十七条の十九を除く。）の規定を準用する。」の場合において、これらの規定（見出しを含む。）中「公判前整理手續期日」とあるのは「期日間整理手續期日」と、「公判前整理手續調書」とあるのは「期日間整理手續調書」と読み替えるほか、第二百十七条の二から第二百十七条の十一までの見出し、第二百十七条の十四（見出しを含む。）、第二百十七条の十五の見出し及び同条第一項第十七号イ、第二百十七条の十六から第二百十七条の十八までの見出し、第二百十七条の二十（見出しを含む。）、第二百十七条の二十一の見出し、第二百十七条の二十二（見出しを含む。）、第二百十七条の二十三の見出し、第二

百十七条の二十四及び第二百十七条の二十六（これららの規定の見出しを含む。）、第二百十七条の二十七の見出し及び同条第一項並びに前条（見出しを含む。）中「法」とあるのは「法第三百十六条の二十八第二項において準用する法」と、第二百十七条の二十五中「法第三百十六条の二十三第二項」とあるのは「法第三百十六条の二十八第二項」における準用する法第三百十六条の二十三」とあるのは「法第三百十六条の二十八第二項」である。

百十七条の二十九の二「第一項」（見出しを含む。）中「法」とあるのは「法第三百十六条の二十八第二項」とあるのは「法第三百十六条の二十三」とあるのは「法第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の二十三」とあるのは「法第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の二十三」とあるのは「期日間整理手続終了後の最初の公判期日」と読み替えるものとする。

、第二百十七条の十七中「第一回公判期日」とあるのは「期日間整理手続終了後の最初の公判期日

百十七条の二十四及び第二百十七条の二十六（これららの規定の見出しを含む。）、第二百十七条の二十七の見出し及び同条第一項並びに前条（見出しを含む。）中「法」とあるのは「法第三百十六条の二十八第二項において準用する法」と、第二百十七条の二十五中「法第三百十六条の二十三第二項」とあるのは「法第三百十六条の二十八第二項」における準用する法第三百十六条の二十三」とあるのは「法第三百十六条の二十八第二項」である。

百十七条の二十九の二「第一項」（見出しを含む。）中「法」とあるのは「法第三百十六条の二十八第二項」とあるのは「法第三百十六条の二十三」とあるのは「法第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の二十三」とあるのは「法第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の二十三」とあるのは「期日間整理手続終了後の最初の公判期日」と読み替えるものとする。

、第二百十七条の十七中「第一回公判期日」とあるのは「期日間整理手続終了後の最初の公判期日

「と読み替えるものとする。

(書面の添付・法第三百五十条の十六)

第二百二十二条の十一 即決裁判手続の申立書には

、法第三百五十条の十六第三項に定める手続をし
たことを明らかにする書面を添付しなければなら
ない。

(同意確認のための国選弁護人選任の請求・法第
三百五十七条の十七)

第二百二十二条の十二 法第三百五十条の十七第一

項の請求は、法第三百五十条の十六第三項の確認
を求めた検察官が所属する検察庁の所在地を管轄
する地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官又は
その地方裁判所の所在地（その支部の所在地を含
む）

(書面の添付・法第三百五十条の二)

第二百二十二条の十一 即決裁判手続の申立書には

、法第三百五十条の二第三項に定める手続をし
たことを明らかにする書面を添付しなければなら
ない。

(同意確認のための国選弁護人選任の請求・法第
三百五十条の三)

第二百二十二条の十二 法第三百五十条の三第一項

の請求は、法第三百五十条の二第三項の確認を求
めた検察官が所属する検察庁の所在地を管轄する
地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官又はその
地方裁判所の所在地（その支部の所在地を含む）

む。) に在る簡易裁判所の裁判官にこれをしなければ
ればならない。

(同意確認のための私選弁護人選任の申出・法第三百五十条の十七)

第二百二十二条の十三 その資力 (法第三十六条の二に規定する資力をいう。第二百八十条の三第一項において同じ。) が基準額 (法第三十六条の三第一項において同じ。) 以上である被疑者が法第三百五十条の十七第一項の請求をする場合においては、同条第二項において準用する法第三十七条の三第二項の規定により法第三十一条の二第一項の申出をすべき弁護士会は法第三百五十条の二第一

) に在る簡易裁判所の裁判官にこれをしなければ
ならない。

(同意確認のための私選弁護人選任の申出・法第三百五十条の三)

第二百二十二条の十三 その資力 (法第三十六条の二に規定する資力をいう。第二百八十条の三第一項において同じ。) が基準額 (法第三十六条の三第一項において同じ。) 以上である被疑者が法第三百五十条の三第一項の請求をする場合においては、同条第二項において準用する法第三十七条の三第二項の規定により法第三十一条の二第一項の申出をすべき弁護士会は法第三百五十条の二第一

六第三項の確認を求めた検察官が所属する検察庁の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会とし、当該弁護士会が法第三百五十条の十七第二項において準用する法第三十七条の三第三項の規定により通知をすべき地方裁判所は当該検察庁の所在地を管轄する地方裁判所とする。

第二節 公判準備及び公判手続の特例

第二節 (同上)

(即決裁判手続の申立ての却下)

(即決裁判手續の申立ての却下)

第二百二十二条の十四 裁判所は、即決裁判手続の申立てがあつた事件について、法第三百五十条の二十二各号のいずれかに該当する場合には、決定でその申立てを却下しなければならない。法第二百九十一條第四項の手続に際し、被告人が起訴状

三項の確認を求めた検察官が所属する検察庁の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会とし、当該弁護士会が法第三百五十条の三第二項において準用する法第三十七条の三第三項の規定により通知をすべき地方裁判所は当該検察庁の所在地を管轄する地方裁判所とする。

に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしなかつた場合も、同様とする。

2 (略)

(即決裁判手続の申立てを却下する決定等をした

場合の措置・法第三百五十条の二十二等)

第二百二十二条の十五 即決裁判手続の申立てを却

下する裁判書には、その理由が法第三百五十条の二十二第一号若しくは第二号に該当すること又は法第二百九十二条第四項の手続に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしなかつたことであるときは、その旨を記載しなければならない。

2 法第三百五十条の二十二の決定を取り消す裁判

載された訴因について有罪である旨の陳述をしなかつた場合も、同様とする。

2 (同上)

(即決裁判手続の申立てを却下する決定等をした

場合の措置・法第三百五十条の八等)

第二百二十二条の十五 即決裁判手続の申立てを却

下する裁判書には、その理由が法第三百五十条の八第一号若しくは第二号に該当すること又は法第二百九十二条第四項の手続に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしなかつたことであるときは、その旨を記載しなければならない。

2 法第三百五十条の八の決定を取り消す裁判書に

書には、その理由が法第三百五十条の二十五第一項第一号第一号、第二号又は第四号に該当すること（同号については、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述と相反するか又は実質的に異なる供述をしたことにより同号に該当する場合に限る。）となつたことであるときは、その旨を記載しなければならない。

（弁護人選任に関する通知・法第三百五十条の二

十三）

第二百二十二条の十六 裁判所は、死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件以外の事件について、即決裁判手続の申立てがあったときは、第百七十七条の規定にかかる

は、その理由が法第三百五十条の十一第一項第一号、第二号又は第四号に該当すること（同号については、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述と相反するか又は実質的に異なる供述をしたことにより同号に該当する場合に限る。）となつたことであるときは、その旨を記載しなければならない。

（弁護人選任に関する通知・法第三百五十条の九

第二百二十二条の十六 裁判所は、死刑又は無期若

しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件以外の事件について、即決裁判手続の申立てがあったときは、第百七十七条の規定にかかる

らず、遅滞なく、被告人に対し、弁護人を選任することができる旨及び貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨のほか、弁護人がなければ法第三百五十条の二十二の手続を行う公判期日及び即決裁判手続による公判期日を開くことができない旨をも知らせなければならぬ。ただし、被告人に弁護人があるときは、この限りでない。

(弁護人のない事件の処置・法第三百五十条の二

十三)

第二百二十二条の十七 (略)

2・3 (略)

らず、遅滞なく、被告人に対し、弁護人を選任することができる旨及び貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨のほか、弁護人がなければ法第三百五十条の八の手続を行う公判期日及び即決裁判手続による公判期日を開くことができない旨をも知らせなければならぬ。ただし、被告人に弁護人があるときは、この限りでない。

(弁護人のない事件の処置・法第三百五十条の九

二)

第二百二十二条の十七 (同上)

2・3 (同上)

(公判期日の指定・法第三百五十条の二十一)

第二百二十二条の十八 法第三百五十条の二十一の公判期日は、できる限り、公訴が提起された日から十四日以内の日を定めなければならない。

(書類等の差出)

第二百八十九条 (略)

(公判期日の指定・法第三百五十条の七)

第二百二十二条の十八 法第三百五十条の七の公判期日は、できる限り、公訴が提起された日から十四日以内の日を定めなければならない。

(書類等の差出)

第二百八十九条 (同上)

(新設)

2) 檢察官は、前項の規定により被告人以外の者の供述録取書等（法第二百九十条の三第一項に規定する供述録取書等をいう。）であつて、その者が法第三百五十条の二第一項の合意に基づいて作成したもの又は同項の合意に基づいてされた供述を録取し若しくは記録したものを裁判所に差し出すときは、その差し出しと同時に、合意内容書面（法

第三百五十条の七第一項に規定する合意内容書面をいう。以下同じ。)を裁判所に差し出さなければならぬ。

3| 前項の規定により合意内容書面を裁判所に差し

出す場合において、当該合意の当事者が法第三百五十条の十第二項の規定により当該合意から離脱する旨の告知をしているときは、検察官は、あわせて、同項の書面を裁判所に差し出さなければならぬ。

4| 第二項の規定により合意内容書面を裁判所に差し出した後、裁判所が略式命令をする前に、当該

合意の当事者が法第三百五十条の十第二項の規定により当該合意から離脱する旨の告知をしたとき

(新設)

(新設)

は、検察官は、遅滞なく、同項の書面をその裁判所に差し出さなければならぬ。

(書類等の返還)

第二百九十三条 裁判所は、法第四百六十三条第三項又は第四百六十五条第二項の通知をしたときは、直ちに第二百八十九条第一項の書類及び証拠物並びに合意内容書面及び法第三百五十条の十第二項の書面を検察官に返還しなければならない。

(書類等の返還)

第二百九十三条 裁判所は、法第四百六十三条第三項又は第四百六十五条第二項の通知をしたときは、直ちに第二百八十九条の書類及び証拠物を検察官に返還しなければならない。

第二条関係一少年審判規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十三号）

新

（観護の措置が勾留とみなされる場合の告知等・

法第四十五条第四号等）

第二十四条の二（略）

2（略）

3 第一項の裁判長は、本人に弁護人を選任することができる旨を告げる際に、本人に対し、貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨を告げなければならない。この場合において

旧

（観護の措置が勾留とみなされる場合の告知等・

法第四十五条第四号等）

第二十四条の二（同上）

2（同上）

3 第一項の裁判長は、刑事訴訟法第三十七条の二第一項に規定する事件について本人に弁護人を選任することができる旨を告げる際に、本人に対し、貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨を告げなければならない。この場合において

4

は、刑事訴訟法第二百七条第四項の規定を準用する。

(略)

4

とができる旨を告げなければならない。この場合においては、同法第二百七条第四項の規定を準用する。

(同上)

第三条関係—犯罪捜査のための通信傍受に関する規則（平成十二年最高裁判所規則第六号）

新

（趣旨）

第一条 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成十一年法律第百三十七号。以下「法」という。）による傍受令状の発付、傍受ができる期間の延長、記録媒体の封印及び提出、傍受の原記録の保管その他の取扱い、傍受の実施の状況を記載した書面の提出、法第十五条に規定する通信に該当するかどうかの審査、通信の当事者に対する通知を発しなければならない期間の延長、裁判所が保

旧

（趣旨）

第一条 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成十一年法律第百三十七号。以下「法」という。）による傍受令状の発付、傍受ができる期間の延長、記録媒体の封印及び提出、傍受の原記録の保管その他の取扱い、傍受の実施の状況を記載した書面の提出、法第十四条に規定する通信に該当するかどうかの審査、通信の当事者に対する通知を発しなければならない期間の延長、裁判所が保

管する傍受記録の聴取及び閲覧並びにその複製の作成並びに不服申立てに関する手続については、法に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(傍受令状請求書の記載事項)

第三条 傍受令状の請求書には、次に掲げる事項及び傍受令状発付の要件たる事項を記載しなければならない。

一～四 (略)

五 傍受の実施の方法及び場所 (法第五条第四項)
後段の申立てをする場合にあつては、傍受の実施の方法、当該申立てをする旨及びその理由並びに指定期間における傍受の実施の場所及び指

管する傍受記録の聴取及び閲覧並びにその複製の作成並びに不服申立てに関する手続については、法に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(傍受令状請求書の記載事項)

第三条 傍受令状の請求書には、次に掲げる事項及び傍受令状発付の要件たる事項を記載しなければならない。

一～四 (同上)

五 傍受の実施の方法及び場所

定期間以外の期間における傍受の実施の場所)

六〇十 (略)

十一 法第二十条第一項の許可の請求をすると

は、その旨及びその理由並びに通信管理者等に
関する事項

十二 法第二十三条第一項の許可の請求をすると

きは、その旨及びその理由並びに通信管理者等

に関する事項及び傍受の実施に用いるものとし
て指定する特定電子計算機を特定するに足りる

事項

2 (略)

(資料の提供・法第四条等)

第四条 (略)

(新設)

六〇十 (同上)

2 (同上)

(資料の提供・法第四条等)

第四条 (同上)

2)

法第四条第三項の請求をするには、その請求が
相当であることを認めるべき資料をも提供しなけ
ればならない。

(新設)

3) 法第五条第四項後段の申立てをするには、その

申立てが相当であることを認めるべき資料をも提
供しなければならない。

(傍受令状の記載事項)

第五条・法第六条第一項の最高裁判所規則で定める

事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 法第五条第三項の規定により法第二十三条第

一項の許可をするときは、傍受の実施に用いる

ものとして指定された特定電子計算機を特定す

(傍受令状の記載事項)

第五条 法第六条の最高裁判所規則で定める事項は

、次に掲げる事項とする。

一・二 (同上)

(新設)

るに足りる事項

(記録媒体の封印の方法)

第八条 法第二十五条第一項又は第二項の規定により立会人が記録媒体を封印する場合においては、封印上に、封印した年月日時を記載して署名押印しなければならない。

(傍受の原記録の提出)

第九条 法第二十五条第四項又は第二十六条第四項の規定により記録媒体を裁判官に提出する場合においては、次に掲げる事項を記載した書面及び傍受令状の写しを添付しなければならない。

一～三 (略)

四 法第二十六条第一項の規定により記録をした

(記録媒体の封印の方法)

第八条 法第二十条第一項の規定により立会人が記録媒体を封印する場合においては、封印上に、封印した年月日時を記載して署名押印しなければならない。

(傍受の原記録の提出)

第九条 法第二十条第三項の規定により記録媒体を裁判官に提出する場合においては、次に掲げる事項を記載した書面及び傍受令状の写しを添付しなければならない。

一～三 (同上)

(新設)

記録媒体があるときは、その旨

(傍受の実施の状況を記載した書面等の記載事項)

第十一條 法第二十七条第一項第九号の最高裁判所

規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～五 (略)

六 法第十四条第二項の規定により傍受をした通

信について法第二十九条第五項の規定により通

信の記録を消去したときは、消去した者の官公

職氏名、消去した年月日時及び消去した部分

七 (略)

2 法第二十七条第二項第六号の最高裁判所規則で

定める事項は、前項各号に掲げる事項のほか、次

(傍受の実施の状況を記載した書面の記載事項)

第十一條 法第二十一条第一項第九号の最高裁判所

規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～五 (同上)

六 法第十三条第二項の規定により傍受をした通

信について法第二十二条第三項の規定により通

信の記録を消去したときは、消去した者の官公

職氏名、消去した年月日時及び消去した部分

七 (同上)

(新設)

に掲げる事項とする。

- 一 法第二十三条第一項の規定による通信の原信号の暗号化及び暗号化信号の伝送を行つた通信管理者等の氏名及び職業

- 二 僚受の実施に用いた特定電子計算機を特定するに足りる事項

3|

- 法第二十八条第一項第十二号の最高裁判所規則で定める事項は、第一項第一号から第五号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

- 一 法第二十条第一項の規定による通信の原信号の暗号化及び暗号化信号の一時的保存並びに法第二十一条第一項の規定による暗号化信号の復号を行つた通信管理者等の氏名及び職業

(新設)

- 二 再生の実施をした者の官公職氏名
- 三 法第二十一条第四項の規定により再生した通信について法第二十九条第五項の規定により通信の記録を消去したときは、消去した者の官公職氏名、消去した年月日時及び消去した部分
- 四 再生をした通信について、記録媒体中の記録箇所を特定するに足りる事項
- 4 法第二十八条第二項第八号の最高裁判所規則で定める事項は、第一項第一号から第五号まで、第二項各号並びに前項第二号及び第四号に掲げる事項並びに法第二十三条第四項においてその例による」ととされる法第二十一条第四項の規定により再生した通信について法第二十九条第五項の規定

(新設)

により通信の記録を消去したときは、消去した者の官公職氏名、消去した年月日時及び消去した部分とする。

(傍受をした通信の記録消去後の措置)

第十二条 檢察官又は司法警察員は、傍受の実施の状況を記載した書面を裁判官に提出した後、法第二十九条第五項の規定又は法第三十三条第三項（法第二十七条第三項又は第二十八条第三項において準用する場合を含む。）に規定する消去命令により通信の記録を消去したときは、速やかに、消去した者の官公職氏名、消去した年月日時及び消去した部分を当該裁判官に通知しなければならない。

(傍受をした通信の記録消去後の措置)

第十二条 檢察官又は司法警察員は、傍受の実施の状況を記載した書面を裁判官に提出した後、法第二十二条第三項の規定又は法第二十六条第三項（法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する消去命令により通信の記録を消去したときは、速やかに、消去した者の官公職氏名、消去した年月日時及び消去した部分を当該裁判官に通知しなければならない。

(通信の当事者に対する通知をした場合の事後措置)

第十三条 檢察官又は司法警察員は、傍受記録に記

録されている通信の当事者に対し、法第三十条の規定による通知をしたときは、速やかに、通知書の写しを添付した書面をもつて、その旨を原記録保管裁判官に通知しなければならない。

(通信の当事者に対する通知を発しなければならない期間の延長請求の方式)

第十四条 法第三十条第二項の規定による通知を發

しなければならない期間の延長の請求は、書面でしなければならない。

(通信の当事者に対する通知をした場合の事後措置)

第十三条 檢察官又は司法警察員は、傍受記録に記

録されている通信の当事者に対し、法第二十三条の規定による通知をしたときは、速やかに、通知書の写しを添付した書面をもつて、その旨を原記録保管裁判官に通知しなければならない。

(通信の当事者に対する通知を発しなければならない期間の延長請求の方式)

第十四条 法第二十三条第二項の規定による通知を發

しなければならない期間の延長の請求は、書面でしなければならない。

2・3 (略)

2・3 (同上)

(傍受の原記録の聴取及び閲覧等の請求の方式)

第十五条 法第三十二条第一項から第五項までの規定による傍受の原記録の聴取若しくは閲覧又はその複製の作成の請求は、書面でしなければならない。

2・3 (略)

(傍受の原記録等の聴取及び閲覧等)

第十六条 法第三十二条第一項から第五項までの規定による傍受の原記録の聴取及び閲覧並びにその複製の作成は、裁判所において行う。ただし、原記録保管裁判官が必要と認めるときは、この限りでない。

2・4 (略)

(傍受の原記録の聴取及び閲覧等の請求の方式)

第十五条 法第二十五条第一項から第五項までの規定による傍受の原記録の聴取及び閲覧並びにその複製の作成は、裁判所において行う。ただし、原記録保管裁判官が必要と認めるときは、この限りでない。

2・3 (同上)

(傍受の原記録等の聴取及び閲覧等)

第十六条 法第二十五条第一項から第五項までの規定による傍受の原記録の聴取及び閲覧並びにその複製の作成は、裁判所において行う。ただし、原記録保管裁判官が必要と認めるときは、この限りでない。

2・4 (同上)

5 法第三十一条の規定による傍受記録の聴取若しくは閲覧又はその複製の作成に関する手続のうち、裁判所が保管する傍受記録に係る手続については、前各項の規定を準用する。

(傍受の原記録の保管に関する通知)

第十七条 次に掲げる場合には、検察官は、速やかに、それぞれその旨を当該傍受の原記録保管裁判官に通知しなければならない。

一・二 (略)

三 法第三十七条规定する罪に係る被疑事件について公訴が提起されたとき、当該被告事件が終結したとき及び右の罪に係る被疑事件について

刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）

5 法第二十四条の規定による傍受記録の聴取若しくは閲覧又はその複製の作成に関する手続のうち、裁判所が保管する傍受記録に係る手続については、前各項の規定を準用する。

(傍受の原記録の保管に関する通知)

第十七条 次に掲げる場合には、検察官は、速やかに、それぞれその旨を当該傍受の原記録保管裁判官に通知しなければならない。

一・二 (同上)

三 法第三十条に規定する罪に係る被疑事件について公訴が提起されたとき、当該被告事件が終結したとき及び右の罪に係る被疑事件について

) 第二百六十二条第一項の請求がされたとき。

第二百六十二条第一項の請求がされたとき。

附則第二条関係—裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（平成十九年最高裁判所規則第七号）

新

（証人等の尋問調書）

第四十四条（略）

2 刑事訴訟規則第三十八条の調書には、同条第二項（第八号を除く。）に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三（略）

3・4（略）

（公判調書）

旧

（証人等の尋問調書）

第四十四条（同上）

2 刑事訴訟規則第三十八条の調書には、同条第二項（第七号を除く。）に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三（同上）

3・4（同上）

（公判調書）

第四十六条 公判調書には、刑事訴訟規則第四十四

第四十六条 公判調書には、刑事訴訟規則第四十四

2

条（第一項第二十八号を除く。）に規定する事項
のほか、次に掲げる事項を記載しなければならな
い。

一・七（略）

2.

条（第一項第二十七号を除く。）に規定する事項
のほか、次に掲げる事項を記載しなければならな
い。

一・七（同上）

附則第三条関係——不正競争防止法第二十三条规定する事件に係る刑事訴訟手続の特例に関する規則

(平成二十三年最高裁判所規則第四号)

新

(公判期日外の被告人の供述を求める手続・法第
二十六条)

第八条 刑事訴訟規則第三十八条（第二項第二号及
び第四号から第十号まで並びに第七項を除く。）

(公判期日外の被告人の供述を求める手続・法第
二十六条)

第八条 刑事訴訟規則第三十八条（第二項第二号及
び第四号から第九号まで並びに第七項を除く。）

、第四十条、第四十二条第一項本文、第五十二条
の一、第五十二条の四、第五十二条の五第一項、
第五十二条の六、第五十二条の十四、第五十二条
の十五第一項、第五十二条の十六、第一百六条（第

の一、第五十二条の四、第五十二条の五第一項、
第五十二条の六、第五十二条の十四、第五十二条
の十五第一項、第五十二条の十六、第一百六条（第

旧

一項ただし書、第二項及び第四項を除く。）、第百八条、第百九条、第百十四条、第百二十六条及び第百七十八条の十一の規定は、法第二十六条第一項の規定による公判期日外において被告人の供述を求める手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表略)

2・3 (略)

(同上)

2・3 (同上)

一項ただし書、第二項及び第四項を除く。）、第百八条、第百九条、第百十四条、第百二十六条及び第百七十八条の十一の規定は、法第二十六条第一項の規定による公判期日外において被告人の供述を求める手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。